

小松加賀環境衛生事務組合議会の議員の議員報酬及び
費用弁償に関する条例

昭和 53 年 12 月 1 日
条 例 第 6 号

改正 昭和57年12月11日条例第1号
改正 平成4年3月6日条例第1号
改正 平成7年3月7日条例第1号
改正 平成10年3月3日条例第1号
改正 平成14年3月1日条例第1号
改正 平成20年9月10日条例第1号
改正 平成23年3月1日条例第3号

(議員報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	9,000 円
副議長	月額	7,500 円
議 員	月額	6,000 円

- 2 議長、副議長及び議員が月の中途において就任した場合はその日から、月の中途において任期満了、辞職、死亡、失職、除名又は議会が解散した場合はその日までの分に対して、それぞれ、その月の議員報酬を日割計算により支給する。
- 3 議員報酬の支給方法については、職員の例による。

(費用弁償)

第2条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、小松加賀環境衛生事務組合職員等の旅費に関する条例（昭和 53 年条例第 8 号）による管理者等に相当する額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 1 号）抄

この条例は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 1 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 1 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 1 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 3 号）

この条例は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。